

政令第二百二十五号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十二年十一月二十七日とする。